

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（A）
 研究期間：2005～2008
 課題番号：17203006
 研究課題名（和文） 多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究
 研究課題名（英文） Research and studies for the arrangement of the international civil procedural legal system for the multiplied and complexes international family disputes in the ages of the globalization
 研究代表者
 渡辺 惺之（WATANABE SATOSHI）
 立命館大学・大学院法務研究科・教授
 研究者番号：30032593

研究成果の概要：

家庭裁判所の紛争解決手続は国際事件への制度的・手続的適応が充分ではない。国際裁判管轄に関しては離婚事件と親権者指定等の付随事件との併合の見直し、外国家事裁判の承認・執行に関しては家庭裁判所の事物管轄化の検討が必要である。家事調停手続は合意形成過程と合意の法的効力の付与とを分離しないが、効力の国際的通用性の観点から検討が必要である。アジアの家族法には共通特色があるが、国際的に見た手続通用性の点での分析が必要である。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	5,100,000	1,530,000	6,630,000
2006年度	4,300,000	1,290,000	5,590,000
2007年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
2008年度	4,400,000	1,320,000	5,720,000
年度			
総計	18,200,000	5,460,000	23,660,000

研究分野：国際民事訴訟法、国際私法

科研費の分科・細目：法学 国際法学

キーワード：国際家事紛争、涉外家事手続、家事調停、国際離婚、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行

1. 研究開始当初の背景

国際化、グローバル化の中でわが国の家庭裁判所に提起される国際家事事件は多様化し数も増している。人事訴訟法改正により家庭裁判所の専門裁判所として国内手続に関しては整備されたが、国際家事事件への手続法の面での対応は充分でない状況にある。多様化し複雑化する国際家事事件への手続法的な対応を研究する必要は高い。特に中心的な課題と捉えたのは、わが国の家事紛争手続として重要な位置にある家事調停は、わが国に特有な要素を多く含む手続であり、国際的な家事紛争解決への適合性や国際的な通用性等について、国際私法的、比較法的な視点

からの検討を要するという点であった。

具体的な研究テーマとしては、第1に、家事調停の効力の相互承認に関する検討、その前提として各国における家事調停の制度比較、第2に、特に日本に対して国際的な圧力の高い国際的な子の引渡紛争をめぐるいわゆる子の奪取条約への参加を含め、子の引渡紛争解決手続に付いての検討、第3に、扶養料や養育費の支払のような少額で継続的な家事債務の履行確保のための手続制度の検討を企画した。

これらの問題について、研究企画として国際私法、国際民事訴訟法の研究者だけでなく、家族法、民事手続法の研究者を加え、異なる

視点からの法制度の国際比較や調査を基本とした総合的検討を行う必要があるという認識が背景となっていた。

2. 研究の目的

多様化し複雑化する国際家事事件への手続法的な対応を、わが国における国際離婚の事例数の多い関連外国の家族法及び家事手続法、特に調停制度の調査と、ヨーロッパ諸国、特にわが国と手続法制の類似するドイツ・オーストリーなどの国際家事手続法制との比較研究を行い、わが国における国際家事手続法の整備に向けた基本的な視点を提示し、制度見直しの提言にまとめることを目的とした。具体的には、次のような事項を基本的な調査項目として、調査・検討と比較分析を行うことを目標とした。(1)家事調停制度の涉外家事事件への手続法的な対応、(2)日本の家事調停による調停調書の国際的な通用性、特に、(3)外国における承認可能性、(4)外国における家事紛争解決手続としての調停制度の比較研究、(5)外国の家事調停の日本における効力である、これらの中心的な項目の他に、(6)養育費・扶養料債務のような低額の定期給付債務の履行確保の手段、(7)国際的な子の引渡紛争、(8)国際家事紛争の裁判管轄規制の在り方も、適宜、調査検討の対象とする。

これらの調査検討の結果をまとめ、その視点から、わが国の国際家事手続法について検討し見直すべき方向を提示する。

3. 研究の方法

研究の方法として、各自の担当分野についてのそれぞれの研究計画に基づく研究実施と併せ、それぞれの基礎研究の上に立ち、(1)外国での調査、(2)共同研究会、(3)外国の研究者の報告に基づき議論を行う公開の研究会又はシンポジウムを行った。概要は以下の通り。

(1)外国法制度の調査実施：

1, オーストラリア：シドニー家庭裁判所、キャンベラ家庭裁判所、シドニー大学(パトリック・パーキンス教授、)、メルボルン大学

2, カナダ ブリティッシュ・コロンビア大学(プロム教授)

3, EU、ドイツ、オーストリア：ミュンヘン大学(ケスター・バルチン教授、ケスター教授)、ウィーン大学(エナ・マルリス・バヨン教授、ベーム教授、国際家族法学会)、ブレーメン大学(ベネディクト・ブフナー教授)

4, 英国：オクスフォード大学(国際民事訴訟法学会)

5, 中国：武漢大学(中国国際私法学会、肖永平教授、郭玉軍教授)

6, 韓国：ソウル家庭法院、建国大学(梁柄海名誉教授)

(2)研究分担者による共同研究会：

2006年1月21日(立命館大学)、2008年7月6日(神戸大学)、2008年10月18日(名古屋大学)

(3)外国の研究者による報告を中心とした公開の研究会又はシンポジウム：

1, 韓国法・中国法(2006年1月21日、大阪ガーデンパレス)

2, ドイツ法・EU法(2006年1月21日、立命館大学衣笠CP創思館)

3, フィリピン法・ベトナム法(2006年10月28日、立命館大学衣笠CP創思館)

4, オーストリア法・EU法(2008年3月26日、立命館大学衣笠CP創思館)

5, 台湾法(2007年12月8日、立命館大学衣笠CP学而館)

4. 研究成果

(1)各国の涉外家事紛争制度の調査結果を離婚及び離婚調停に関して略記すると下記の通りである。それ以外の問題については詳しくは業績一覧掲載の文献参照。

韓国：家事調停制度は日本と類似、日本の家事調停は判決と同様として承認されている。戸籍記載に離婚を除き執行判決を要する制度構成。外国で行われた協議離婚の国内での承認について離婚再考期間設定し離婚意思確認手続の強化により制度改正を行ったため在日韓国人間の日本における協議離婚が困難になり日本側も協議離婚受理をしない実務に変化しているが問題を含む。中国：家事調停制度は細部については各地の裁判所により運営が異なるようであるが、基本的には家庭法院の指揮下に民間から選抜された調停委員により実施されている。離婚が調停により決定された場合は、裁判としての効力を認められている。外国でなされた中国人夫婦の離婚調停についても、裁判上の効力を有する場合には承認の対象となる。実際にも日本の家事調停が承認された実例がある。協議離婚は戸籍官吏による意思確認が必要とされ、当事者自身の出頭による届出を原則とし、その届出時点で意思確認が行われている。国外で離婚が可能な場合には、日本方式の届け出による離婚も許容され、離婚届受理証明を在日領事館に提出することで中国法上も協議離婚として効力を認められている。フィリピン：フィリピン法は完全離婚を認めていない。従って離婚の調停自体が存在しない。しかし、フィリピン人が外国で得た離婚裁判については、特別法により、フィリピン人には離婚を認めないが、外国人については離婚の効力を認めている。外国人間の外国離婚についても同様である。因みにこれらの渉

外家事問題について属人法に関する本国法原則の立場に立っている。ベトナム：離婚手続は原則的に裁判離婚主義によるといえる。離婚について双方合意がある場合にも、協議離婚の申立を裁判所に行う必要がある。従って、協議による離婚と言うよりは裁判所による離婚と類別される。外国の離婚裁判は法律に従い承認されるので、日本の家庭裁判所による離婚調停も原則的には承認される。

オーストラリア：裁判離婚主義を原則とする。離婚調停はあくまでも裁判外での当事者間の合意形成の補助手段であり、調停により当事者が離婚の合意に達したときは、同意ある場合の離婚裁判の申立をし、裁判所の離婚判決により離婚の効力が発生する。日本の家庭裁判所による離婚調停は裁判所により離婚として承認されることになると思われる。EU：離婚法についてはEU規則による統一なヨーロッパ離婚法への進捗が速まっている。特に、国際離婚の裁判管轄は第3国との関係の離婚に関してもほとんどがEU規則により起立されるにいたって居る。離婚手続を同意ある場合と争いある場合に分け、同意ある場合で未成年の子供がない夫婦の離婚は、形式的に裁判手続を行うが、その実質は協議離婚といってもよいほどに簡略化される傾向にある。

ドイツ及びオーストリア：ほぼEU規則と同じとすることができる。離婚の調停は純粹に当事者の合意形成の心理的な補助システムと言え、合意に達成した場合に裁判所に同意ある場合の離婚裁判の申立を行い、判決による離婚が行われる。日本の離婚調停は家庭裁判所による裁判離婚として承認の対象となる。

(2)わが国における手続法関連問題に関する成果

国際裁判管轄：離婚の国際裁判管轄に関しては依然として一部分不安定な法状態が残るが、家事調停の場合は当事者双方が(代理人によるとしても)出頭しなくては調停ができないため、問題を生じない。問題は離婚と親権者指定などの未成年子に関する処分との管轄併合が合理的かについてである。わが国の国内法は離婚に際し夫婦に未成年の子がある場合、親権者の指定裁判を必要的併合にしている。しかし、国際離婚事件の場合、この現実の所在がない国の行う親権者指定裁判は子の福祉の点から疑問を残す。むしろ、原則的には子の住所地国の管轄とすることが適切で、わが国の判例にも、少なくともこれに反した事例は見られない。

外国判決承認：外国裁判所による家事裁判の承認は基本的には家庭裁判所の管轄事項と解されるが、執行判決手続は依然として通常裁判所の事物管轄となっている。しかし、扶養料支払い、子の引き渡し等の家事関係の執

行判決訴訟は、国内家事事件に準じた手続による審理判断に適する問題であり、家庭裁判所の管轄とすることも検討すべきであると考えられる。執行判決だけでなく、家事関係執行事件についての執行制度全体を検討してみる必要があると考えられる。

涉外家事調停：わが国の家事調停制度は合意形成に向けた調停手続と、その結果得られた紛争解決合意に法的効力を付与する手続とが融合している。欧米諸国で箱の二つの手続課程が明確に分離されているため、外国の調停調書の承認という問題自体が発生せず、調停の結果としての合意による離婚裁判の承認と整理される。しかし、わが国のように融合した手続の場合、合意形成のための手続課程も裁判所による手続の包括されるため、手続保証が問題となる。特に、涉外家事調停の場合、通訳について実際に問題を生じている。合意形成過程としての調停における手続保証をどのように考えるかを検討する必要があると生じている。

(3)研究成果の今後の公表

上記の(2)に掲げた問題については、個別論文として一部は既に公表されているが、まとめとしての論稿を研究代表者が順次公表してゆく予定であり、現在、涉外家事調停についての論文は執筆中である。他の研究分担者は各自の担当テーマに関して個別に論文として発表が予定される。上記(1)に掲げた各国の国際家事手続、国際家族法については、実務的に利用可能な資料集として出版することを考えており、現在、出版社と交渉中である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 37件)

金ムンスク「韓国法上親子関係不存在確認請求と権利濫用の上告」『ジュリスト』1376号 336頁(2009) 査読無

佐上善和「家事審判手続における手続保証」『法律時報』81巻3号 34-39頁(2009) 査読無

渡辺惺之「涉外家事事件判例評釈(2)「藁の上からの養子に関する韓国法の解釈と上告受理申立て(最三小判平成二〇年三月一八日)」」『戸籍時報』637号 22頁(2009) 査読無

樋爪誠「国際的な子の引渡し(1)(2・完)」『立命館法学』319号 1-21頁,320号 69-84頁(2008) 査読無

蔡華凱(中野俊一郎監修)「台湾における離婚訴訟の国際裁判管轄及び外国離婚裁判の承認」『立命館法学』319号 73-90頁(2008) 査読無

二宮周平「子の出自を知る権利(1)～議論の

- 到達点と意識調査』『戸籍時報』632号2-21頁(2008) 査読無
- 渡辺惺之「涉外家事判例評釈(1)「離婚準拠法が協議離婚を許容するが、離婚意思の公的機関による確認を要求する場合に、日本で行われた協議離婚の効力 日本在住の中国人夫婦の協議離婚の無効確認請求大阪家判平成一九年九月一〇日(平成一八年(家ホ)一九一号離婚無効確認請求事件)」』『戸籍時報』630号2頁(2008) 査読無
- 中野俊一郎「養子縁組を認めない外国法の適用と公序(宇都宮家審平成19年7月20日家月59巻12号106頁)」『私法判例リマックス』37号2008[下]152-155頁(2008) 査読無
- 二宮周平「女子差別撤廃条約と民法改正(1)(2・完)」『戸籍時報』628号2-16頁、630号23-40頁(2008) 査読無
- 二宮周平「近親婚的内縁の法的保護」『戸籍時報』625号2-20頁(2008) 査読無
- 二宮周平「『離婚後300日以内出生子』問題その後」『戸籍時報』623号2-18頁(2008) 査読無
- 二宮周平「親子関係否定の法理の解釈論的検討～事実主義の立場から」『立命館法学』316号164-194頁(2008) 査読無
- 金ムンスク「イスラム法(養子縁組禁止)の適用と国際私法上の公序」『民商法雑誌』139巻1号119-125頁(2008) 査読無
- 中野俊一郎「代理出産に基づく親子関係の成立と外国裁判の承認(最決平成19年3月23日民集61巻2号619頁)」『平成19年度重要判例解説(ジュリスト増刊1354号)』332-334頁(2008) 査読無
- 北坂尚洋「オーストラリア法における国際離婚事件の管轄権」『福岡大学法学論叢』52巻4号407-442頁(2008) 査読無
- 金ムンスク「韓国家族法改正に伴う国際私法への影響」『甲南法学』49巻3号1-59頁(2008) 査読無
- 黄ジンテイ「中国の涉外家事实務と日本」『国際私法年報』9号163-195頁(2008) 査読有
- 木棚照一「日本国籍法の現代的課題と今後の展望」『戸籍時報』615号49-57頁、616号25-37頁(2007) 査読無
- 二宮周平「婚外子の相続分差別は許されるのか(1)～(4・完)」『戸籍時報』614号32-50頁、616号2-24頁、618号10-28頁、621号12-26頁(2007) 査読無
- 二宮周平「民法772条と戸籍のない子」『戸籍時報』609号22-39頁(2007) 査読無
- 21 二宮周平「夫婦別姓」『ジュリスト』1336号10-18頁(2007) 査読無
- 22 二宮周平「認知制度は誰のためにあるのか～認知推定方法説の試み」『立命館法学』301-351頁(2007) 査読無
- 23 長田真里「代理母に関する外国判決の効力～民訴一八条の適用に関して - 東京高決平成一八年九月二九日および最決平成一九年三月二三日をもとに」『法律時報』79巻11号45-50頁(2007) 査読無
- 24 長田真里「相続の準拠法をめぐる立法論的課題」『民商法雑誌』135巻第6号990-1017頁(2007) 査読無
- 25 中野俊一郎「韓国に在韓国人である前婚の妻子から日本在住日本人である後婚の妻に対する後婚取消請求訴訟係属中に、後婚の妻が提起した前婚無効確認請求等の反訴について、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められた事例」『判例評論』576号192-195頁(2007) 査読無
- 26 二宮周平「人工生殖と親子関係」『戸籍時報』607号11-34頁(2006) 査読無
- 27 木棚照一「日本国籍法在現代之課題及展望」『国際法研究』(中国社会科学院国際法研究中心)1巻140-153頁(2006) 査読無
- 28 木棚照一「日本と韓国間における国際相続に関する法的問題」『戸籍時報』596号15-26頁(2006) 査読無
- 29 二宮周平「婚外関係の法的保護はどこまで認められるのか」『戸籍時報』594号2-24頁(2006) 査読無
- 30 北坂尚洋「離婚事件の国際裁判管轄権の決定における管轄原因としての国籍」『福岡大学法学論叢』50巻3号1-35頁(2005) 査読無
- 31 金ムンスク「親養子制度の導入による国際私法への影響 1993年ハーグ国際養子縁組条約の実際の運用に関連して」『国際私法研究』11号303-334頁(2005) 査読無
- 32 渡辺惺之「父母間の国際的な子の引渡紛争」『判例タイムス』1189号65-79頁(2005) 査読無
- 33 金ムンスク「韓国人間事実婚の死亡解消における財産分割請求の可否 大阪高決平成15年4月22日(家月56巻5号124頁以下)」『民商法雑誌』132巻455号657-670頁(2005) 査読無
- 34 金ムンスク「財産分与申立却下審判に対する即時抗告事件：大阪高決平成15年4月22日(家月56巻5号124頁以下)」『民商法雑誌』132巻4・5号657-670頁(2005) 査読無
- 35 金ムンスク「国際私法における抵触法的アプローチと手続法的アプローチの交錯 外国でなされた養子縁組の承認論の再検討」(京都大学大学院博士学位論文、A4、188頁、2005)
- 36 二宮周平「家族法におけるジェンダー課題」『国際女性』19号85-92頁(2005) 査読無
- 37 二宮周平「面接交渉の義務性～別居・離婚後の親子・家族の交流の保障」『立命館法学』298号309-360頁(2005) 査読無

〔学会発表〕(計 6件)

北坂尚洋「離婚事件の国際裁判管轄権と管轄合意 - ローマ 規則提案を中心に - 」関西国際私法研究会 2009年1月31日 京都大学法経北館1階第1教室
金ムンスク「韓国家族法改正に伴う国際私法への影響」国際私法研究会 2008年1月26日 京都大学
黄ジンテイ「中国涉外家事の実務と日本」国際私法学会 114回大会 2006年10月9日 獨協大学
金ムンスク「判例研究; 財産分与申立却下審判に対する即時抗告事件」大阪高決平成15年4月22日(家月56巻5号124頁) 関西国際私法研究会 2005年4月23日 同志社大学
金ムンスク「1993年ハーグ国際養子縁組条約の実際の運用について」(定期研究会、韓国)国際私法学会 2005年5月27日 法務法人和友
渡辺惺之「国際民事裁判管轄の再検討」(国際法学会、2006年10月 横浜国立大学)

〔図書〕(計 13件)

佐上善和「後見人選任審判に対する不服申立て」『民事紛争と手続理論の現在』法律文化社 626-651頁(2008)
二宮周平「不貞の相手方の不法行為責任」『損害賠償法の軌跡と展望』日本評論社 155-174頁(2008)
二宮周平「婚外子の法的地位」若林昌子・床谷文雄編『新家族法実務大系2』新日本法規 187-203頁(2008)
二宮周平「遺言執行者の権限と義務」岡部喜代子・伊藤昌司編『新家族法実務大系4』新日本法規 279-297頁(2008)
渡辺惺之「調停事件の外国における効力」野田愛子・梶村太一編『新家族法実務体系5』新日本法規出版 500-513頁(2008)
渡辺惺之「涉外実親子関係の国際裁判管轄と準拠法」野田愛子・梶村太一編『新家族法実務体系2』新日本法規出版 639-662頁(2008)
佐上善和『家族審判法』信山社 504頁(2007)
二宮周平『事実婚の判例総合解説』信山社 207頁(2006)
二宮周平・村本邦子編『法と心理の協働～女性と家族をめぐる紛争解決へ向けて』不磨書房 2-13頁(2006)
二宮周平「父母以外の者を子の監護者に指定することの可否」右近健男・小田八重子・辻朗編『家事事件の現況と課題』判例タイムズ社 113-132頁(2006)
渡辺惺之「外国訴訟差止命令 日本の裁判所は命令できるか」松井芳郎・木棚照一・薬師寺公夫・山形英郎編『グローバル化する世

界と法の課題』東信堂 229-255頁(2006)
西山慶一・李光雄・小西伸男・木棚照一(監修も)『「在日」の家族法』日本評論社 424頁(2006)
佐上善和「相続放棄申述受理の審判について」『現代民事司法の諸相』成文堂 367-391頁(2005)

〔その他〕

翻訳: 渡辺惺之 エナ・マルリス・バヨンス著「オーストリーにおける国際家事手続法と調停(離婚と子どもの監護の問題を中心に)(1)」『立命館法学』320号 279-305頁(2009)
翻訳: 長田真里 エリザベス・バンガランガン著「渉外的婚姻及び渉外離婚における抵触法上の諸問題」『立命館法学』320号 255-278頁(2008)
翻訳: 渡辺惺之 エナ・マルリス・バヨンス著「オーストリーにおける国際裁判管轄の立法と判例の展開」『立命館法学』317号 515-560頁(2008)
翻訳: 黄ジンテイ 郭玉軍著「中国涉外家族法における手続法上の問題」『立命館法学』315号 299-318頁(2008)
翻訳: 渡辺惺之 ミヒャエル・ケスター著「ヨーロッパ統一家族法への第1歩: ヨーロッパ家族法原則(PEFL)」『立命館法学』308号 169-179頁(2007)
翻訳: 渡辺惺之 ダグマー・ケスター・バルチン著「ヨーロッパ抵触法の統一: 国際離婚法に関して計画されているEU規則」『立命館法学』308号 180-192頁(2007)
翻訳: 渡辺惺之 ダグマー・ケスター・バルチン著「新提案のEU規則による離婚事件の国際裁判管轄」『立命館法学』308号 193-201頁(2007)
翻訳: 渡辺惺之 ミヒャエル・ケスター「ドイツ家事手続法改正案の基本的特徴」『立命館法学』308号 202-210頁(2007)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺 惺之 (WATANABE SATOSHI)
立命館大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 30032593

(2) 研究分担者

櫻田 嘉章 (SAKURADA YOSHIKI)
甲南大学・法科大学院・教授
研究者番号: 10109407
二宮 周平 (NINOMIYA SYUHEI)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号: 40131726
佐上 善和 (SAGAMI YOSHIKAZU)
立命館大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 50081162
酒井 一 (SAKAI HAJIME)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 70248095

中野 俊一郎 (NAKANO SYUNICHIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30180326
樋爪 誠 (HIZUME MAKOTO)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号：00308769
木棚 照一 (KIDANA SYOUICHI)
早稲田大学・法学部・教授
研究者番号：90066697
出口 雅久 (DEGUCHI MASAHISA)
立命館大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：70237022
金 ムンスク (KIMU MUNSUKU)
甲南大学・法学部・教授
研究者番号：30368469
北坂 尚洋 (KITASAKA NAOHIRO)
福岡大学・法学部・准教授
研究者番号：60346129
黄 ジンテイ (KOU JINTEI)
帝塚山大学・法政策学部・准教授
研究者番号：50372636
長田 真里 (NAGATA MARI)
大阪大学・法学部・准教授
研究者番号：10314436